

浜長保険センター安全だより

令和 7 年 7 月 28 日
浜長保険センター第 102 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



7月は、七夕、海の日、土用の丑の日に続き夏休み、海開きなどイベントが様々。7月の和暦は、文月（ふみづき）、その由来は、七夕の夜に書物を開いて書の上達を祈る風習があったことから「文披月（ふみひらきづき）」と呼ばれ、それが変化したという説が有力だそうです。例年のない猛暑続きで、日々、熱中症警戒アラートが発表されています。水分と塩分の補給、日傘を活用するなど直射日光を避け、体調を崩されませんようご自愛ください。



この時期は、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者、夏休みに屋外で活動することの増加など夏特有の交通環境になります。この機会に理解しているようでハッキリしていない身近な交通ルールについて説明したいと思います。ご安全に！

問 横断歩道は、歩行者が安全に横断するためにあると思うが、自転車に乗って横断歩道を通行しているが、横断歩道を自転車に乗ったまま通行しても良いのか？

答 横断歩道は、歩行者の横断のための場所であり、横断歩道上を通行する歩行者は、相当強力な保護を受けます。自転車は、道路を横断しようとする場合、付近に自転車横断帯があるときは、自転車横断帯によって道路を横断しなければなりません。（道交法第 67 条の6、第 67 条の7）

付近に自転車横断帯がなく、横断歩道がある場合には、自転車に乗って横断歩道により道路を横断することができます。ただし、横断中の歩行者がいて歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、自転車から降り自転車を押して横断しなければなりません。

手柄交番
前交差点



自転車横断帯

飾磨署前
交差点



自転車横断帯

自転車は、人の形の信号機がない場合は、対面する青信号に従うことになります。

歩行者信号に「歩行者・自転車専用」表示がある場合、歩行者用信号に従うことになります。平成 19 年道路交通法施行令の改正により、普通自転車が横断歩道により道路を横断する際、従う信号機は人の形の記号をした灯火となったため、普通自転車と歩行者が従う信号は、同じになりました。

道路交通法施行令第2条（人の形の記号の青色信号）

1 歩行者は、進行することができます。

2 普通自転車は、横断歩道において直進をし、又は左折することができます。

と定めています。普通自転車とは、車体の大きさ：長さ 190cm 以下、幅 60cm 以下であり、側車（補助輪を除く）を付けていないこと、運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く）を備えていないこと。



問 横断歩道を自転車に乗って通行しているとき、自動車は停止しなければ、違反になるのか？

答 歩行者が横断歩道を横断し、又は横断しようとするときは、横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げてはいけません。一時停止しなければ横断歩行者妨害違反になります。

自転車の場合は、自転車横断帯を自転車に乗って通行しているとき、一時停止し、かつ、その通行を妨げてはいけません。一時停止しなければ、歩行者と同様、横断自転車妨害違反になります。しかし、自転車横断帯がなく、横断歩道を自転車に乗って通行しているときは、停止義務はありませんので違反に該当しません。しかし、この場合、目前を通行する自転車があるときは、当然、減速・徐行又は停止して事故を回避する義務があります。交通ルール上、停止義務がないからと言って、そのまま走行してはいけません。



～ ダイヤマーク◇で減速、歩行者優先 守っていますか？ ～